

令和5年度 第2回羽村市特別職報酬等審議会 会議録 (敬称略)	
1 日 時	令和5年11月2日(木) 午後6時～午後7時40分
2 会 場	羽村市役所東庁舎2階203会議室
3 出 席 者	<p>【会長】志田 保夫 【職務代理】西川 美佐保</p> <p>【委員】浅野 光男、小山 克也、青木 真澄、下野 剛、堀口 勝也、安中 司 鈴木 悦子</p> <p>【事務局】総務部長、職員課長、給与厚生係長、職員課主事</p> <p>【説明員】議会事務局長</p>
4 欠 席 者	なし
5 議 題	<p>(1) 議員の期末手当の支給月数について</p> <p>(2) 議員の期末手当の支給月数の決定のあり方について</p>
6 傍 聴 者	なし
7 配 布 資 料	<p>配布資料</p> <p>次第</p> <p>(資料1) 令和5年人事委員会勧告等の概要</p> <p>(資料2) 特別職の期末手当支給月数の推移</p> <p>(資料3) 26市特別職の期末手当支給月数の決定方法</p>
8 会議の内容	<p>1. 議事</p> <p><以降、会長により進行></p> <p>(会長) それでは、次第に沿って議事を進行させていただきます。まず事務局に確認するが、本日、傍聴の希望者はいるか。</p> <p>(事務局) 傍聴者はいません。</p>
	<p>(1) 諮問事項の審議</p> <p>① 議員の期末手当の支給月数について</p> <p>(会長) 議事の(1)「諮問事項の審議」の①「議員の期末手当の支給月数について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 資料1について、これは令和5年10月13日付けで公表された「令和5年東京都人事委員会勧告」の概要である。給与に関する勧告は、民間企業の例月給や特別給(賞与)の平均支給額と東京都職員の平均支給額とを比較して、その差を調整するものである。</p> <p>資料1によると、民間従業員と都職員の給与を比較した結果、特別給(賞与)は0.08月の格差が生じていることを示している。この格差を埋めるために、本勧告では、特別給(賞与)の年間支給月数を0.10月分引き上げ、勤勉手当に配分することとされている。これにより、一般職の特別給(賞与)の年間支給月数は年間4.55月から4.65月に引き上げられることになる。この特別給(賞与)の引き上げは、令和5年12月支給分からとなる。</p> <p>資料2について、これは「特別職の期末手当支給月数の推移」である。令和5年度の支給月数を見ると、一般職と特別職(市長・副市長・教育長)が同じ4.55</p>

月であるのに対し、特別職（議員）は 4.4 月となっている。特別職（議員）と一般職及び特別職（市長・副市長・教育長）との差は、0.15 月となっている。

この支給月数に東京都人事委員会勧告の 0.1 月引き上げを反映させると、一般職及び特別職（市長・副市長・教育長）の支給月数は 4.65 月となり、特別職（議員）との差は 0.25 月となる。

資料 3 は、「26 市特別職の期末手当支給月数の決定方法」である。議員の期末手当の支給月数について、一般職と同じ支給月数としている自治体に関しては、東京都人事委員会勧告を反映させた場合にどうなるかという資料である。東京都人事委員会勧告を反映すると、26 市の議員の期末手当の年間支給月数の平均は 4.462 月となり、羽村市の議員の現在の支給月数は 4.4 月なので、差は 0.062 月となる。

26 市の議員の支給月数の平均は 4.462 月、26 市の市長・副市長・教育長の平均は 4.456 月となり、その差は 0.006 月となるが、ほぼ同水準となっている。26 市の一般職の期末勤勉手当の支給月数の平均は、4.65 月に引き上がるので、議員の平均とは 0.188 月の差となる。

(会長) 議員の年間の期末手当の支給月数について、事務局から説明があった。議員の支給月数について、何か月にするのが適当であるか、意見をいただきたい。

(委員) 令和 3 年度の本審議会では、特別職（市長・副市長・教育長）は引き上げ、特別職（議員）は据え置きとなっている。議員については平成 29 年度から据え置きとなっている。市長・副市長・教育長と議員に差があるのはなぜか。

(事務局) 平成 28 年度までは、本審議会において、特別職（議員及び市長・副市長・教育長）の期末手当の支給月数については、一般職と連動することが合理的であるとされてきた。平成 29 年度に特別職（議員）の支給月数を 4.5 月とする議案を市長が提案したが、財政状況等を考慮し、今は引き上げるべきではないということで否決され、議員の支給月数のみ据え置きとなった。一方、職員、特別職（市長・副市長・教育長）は引き上げが可決されたので、そこで差が生じたものである。

平成 30 年度から令和 2 年度については、特別職（市長・副市長・教育長）についても財政状況等を考慮して引き上げの条例改正案を提案しなかったが、令和 3 年度以降は、本審議会の答申に基づき一般職と連動して改定している。特別職（議員）は、平成 28 年度から据え置きが続いているという経緯である。

(委員) 何人かの議員からも話を聞いたが、今の議員活動の忙しさからすると、兼業をする余裕はないとのことであった。現在の羽村市の議員 18 人についてもほとんどが議員専業であるという話であったが、事実か。

(説明員) ほとんどの議員が専業であるという認識である。

(委員) 忙しくて兼業をしている時間がないとのことであった。

(委員) 時間に追われ、兼業をする余裕はなかった。また、平成 29 年度に特別職（議員）の支給月数を据え置いたのは、当時の財政状況が非常に厳しかったため、据え置きを決めたものであって、その後もずっと据え置きをするべきとい

う考えではなかった。やはりその時その時の状況で判断されるべきものだと思う。議員の支給月数は、市長・副市長・教育長と同じ支給月数にするべきだと考える。

(委員) 現在の市の財政状況はいかがか。

(事務局) 数値の性質上、高い方が良いものと、低い方が良いものがあるので、良い方から数えた順位で説明する。多摩地区 26 市の比較でみると、自主財源比率は 13 番目、経常収支比率は 20 番目、実質公債費率は 9 番目、人件費比率は 24 番目、財政力指数は 11 番目である。市債現在高は 13 番目、積立金残高は 22 番目、財政調整基金の残高は 8 番目である。

羽村市の経年でみると、令和元年度の経常収支比率は 102.6 であったが、令和 4 年度は 95.6 まで改善されている。財政力指数は令和 4 年度が 0.943 と若干下がっている。市民一人当たりの市債現在高は増えているが、積立金残高も増えている。平成 29 年度と比較すると、財政状況は若干改善されていると捉えている。

(会長) 今後の見通しはどうか。

(事務局) 見通しは難しいが、厳しい状況は大きく変わらないとみている。厳しい中でも工夫しながら市民サービスの向上に努めていくという考えである。

(会長) 工業団地に空き地が目立つが、企業誘致の状況はどうか。

(事務局) 企業の新陳代謝が図られている状況ではあるが、最近では物流企業の進出が増えている。

(会長) 物流企業だと税収は少なくなるのか。

(事務局) 物流倉庫だと従業員が少なくなるので、製造業等に比べると税収は若干減るのではないかと。

(委員) 税制改正等で、今まで市に入っていた市民税法人分が国税などに振り替えられるようになってきていることも市の税収が落ち込む要因になっている。議員の期末手当の支給月数の引き上げを否決した平成 29 年度は、経常収支比率が 105.8 であった。

(委員) 広報はむらに令和 4 年度の決算が出ていたが、決算審査特別委員会で全会一致で承認されたとのことであった。議会としても今の市の財政を良好とみていると感じた。

(説明員) 全会一致は珍しいことである。令和 4 年度の取組と決算が会派を超えて全員の議員に承認されたということである。

(会長) 財政状況は良くなっているということで認識をした。引き続き意見をお願いしたい。

(委員) 資料 3 をみると、26 市の議員の期末手当の支給月数は 4.462 月であるが、小平市は 3.85 月である。そして、小平市は経常収支比率が一番良い。羽村市の財政状況は改善されているとはいえ、議員の期末手当支給月数を引き上げるのは尚早と考える。

(委員) 人件費比率は、議員の期末手当支給月数が引き上がると上がるのか。

(事務局) そのとおりである。

	<p>(委員) 市内大手企業の損失が今後どのような影響を及ぼしてくるのか。</p> <p>(事務局) 市内大手企業の収益は厳しいと聞いている。今後も予断を許さない状況ではないか。</p> <p>(委員) 羽村市は議員報酬そのものが高くないので、一般職と連動して引き上げてよいのではないかと考える。</p> <p>(委員) 議員報酬は、据え置きということでよいか。</p> <p>(事務局) 今回については、そのとおりである。議員の報酬については、4年に一度開催している本審議会に諮問しているので、2年後に開催する予定の本審議会で審議されることとなる。</p> <p>(委員) 民間企業だとその年の業績によって期末手当が決められる。令和5年度の羽村市の財政状況が令和4年度よりも良いのであれば、引き上げてよいのではないか。</p> <p>(事務局) 公務員の給与は、基本的に人事院や人事委員会の勧告に従っており、民間の給与平均と比較して、その差を調整する形となっている。市の財政状況によって期末手当の支給月数を決定しているというものではないのが現状である。</p>
	<p>休憩 (5分)</p>
	<p>(会長) 休憩前に引き続いて再開する。引き続き皆さんの意見をお願いしたい。</p> <p>(委員) 市の財政状況があまり良くないというのは承知をしているが、一般職と同じ支給月数でよいのではないかと思う。議員を取り巻く状況を鑑みて、議員のなり手の確保という観点からもある程度の収入の保証は必要であると考ええる。</p> <p>(委員) 同じく一般職と同じ支給月数でよいと思う。議員も仕事をした分だけ対価を得ることは妥当である。逆に、一般職と違う支給月数とする理由がわからないと感じる。</p> <p>(会長) 皆さんの意見を踏まえると、引き上げの方向でよいか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p> <p>(会長) 引き上げの支給月数をどうするか、引き続き議論を行いたい。事務局は案をもっているか。</p> <p>(事務局) 3つの選択肢があると考えている。一つ目は、人事委員会勧告の引き上げ幅に合わせて0.1月引き上げて4.5月とする案、二つ目は、議員と市長・副市長・教育長との差である0.25月を引き上げて4.65月とする案、三つ目は、26市の平均支給月数4.462月との差である0.05月を引き上げて4.45月とする案である。</p> <p>(会長) どの案が妥当であるか、皆さんの意見を伺いたい。</p> <p>(委員) 議員は国民年金、そして4年後の再選の保証がないので、4.65月でよい。</p> <p>(委員) 同じく、4.65月でよい。</p> <p>(委員) 26市の平均に合わせる案でよい。</p> <p>(委員) 人材確保の観点からも他市より著しく低いのは望ましくない。</p> <p>(委員) 一般職に合わせて4.65月でよい。</p>

	<p>(委員) 特別職（市長・副市長・教育長）と合わせてよい。</p> <p>(会長) 一般職、特別職（市長・副市長・教育長）と足並みを揃えるべきという意見が多いが、その案でよろしいか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p> <p>(会長) それでは、一般職、市長・副市長・教育長との差である 0.25 月を引き上げて、4.65 月とすることが適当であるということで決定したい。</p>
	<p>②議員の期末手当の支給月数の決定のあり方について</p> <p>(会長) 議員の期末手当の支給月数の決定方法について、特別職報酬等審議会に諮らず一般職等に合わせていくのがよいか、特別職報酬等審議会に諮ったうえで決定していくのがよいか、皆さんの意見をお願いしたい。</p> <p>(会長) 一般職に合わせていく場合、特別職報酬等審議会は開かれなくなるのか。</p> <p>(事務局) 次回の特別職報酬等審議会は 2 年後（令和 7 年度）となる。今回の審議会で一般職に合わせていくべきとなれば、令和 7 年度の特別職報酬等審議会までは一般職に合わせて変動していくこととなる。</p> <p>(委員) 今回、一般職に合わせていくべきという決定になれば、特別職の期末手当の支給月数について、令和 7 年度の審議会には諮問されないのか。</p> <p>(事務局) 今回の答申で、今後は特別職報酬等審議会に諮問せずに東京都人事委員会勧告に従って一般職に合わせていく、との答申になればそのようになる。</p> <p>(委員) 一般職と連動させて、4 年に一度の特別職報酬等審議会で審議すればよいと思う。</p> <p>(会長) 令和 7 年度までは東京都人事委員会勧告に従い、令和 7 年度の特別職報酬等審議会に諮るという方法と、特別職報酬等審議会に諮らずに東京都人事委員会勧告に従っていくという方法がある。一般職と連動した方がよいという意見が多かったので、その辺りも踏まえ、答申案は事務局と会長で調整しながら作成したいが、よろしいか。</p> <p>(委員一同) 異議なし</p> <p>(事務局) 事務局と会長で答申案を作成して、皆さんに示すので、そこでまた意見があれば、それを答申に反映させていきたい。</p>
	<p>2. その他</p> <p>(会長)、議事は以上となるが、委員、事務局から何かあるか。</p> <p>(事務局) 次回の第 3 回特別職報酬等審議会は 12 月 4 日（月）午後 6 時から、市役所東庁舎 4 階特別会議室で開催する。</p> <p>(会長) 以上をもって、第 2 回特別職報酬等審議회를終了とさせていただく。協力に感謝する。</p>